

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 25 年 11 月 19 日付け厚生労働省告示第 357 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品（13 成分 23 品目）を薬価基準の別表に第 30 部追補(26)として収載したものであります。また、同日付け保医発 1119 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が示されております。

今回の改正内容の概要は下記のとおりですので、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 2 月号に掲載を予定しております。

記

1 新医薬品の処方日数制限の例外について

「掲示事項等告示」の第 10 第 2 号（一）ハの規定に基づき、新医薬品については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して 1 年間は、原則、1 回 14 日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外が設けられているところである。

今般、平成 25 年 11 月 19 日付け厚生労働省告示第 358 号をもって掲示事項等告示が改正され、次の新医薬品については、当該処方日数制限の例外とされ、処方日数制限を設けないこととされた。

- ・アゾルガ配合懸濁性点眼液

(添付資料)

1. 官報 (平 25. 11. 19 第 6174 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) 等の一部改正について
(平 25. 11. 19 保医発 1119 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長通知)

〔 ※上記通知中に以下の文書を含む
・ 参考 薬価基準告示 (一覧表) 〕

(参考資料)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別) 新医薬品

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件(法務四二八)(同四二九)
- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働三五七)
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同三五八)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(同三五九)
- 農薬を登録した件
- 農林水産二八三二(二八三五)(同二八三六、二八三七)
- 特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件(国土交通一一一八)

七	○ 船舶安全法に基づく型式承認等をした件(同一一九)
七	○ 道路に関する件
八	(関東地方整備局四五八、四五九)
八	○ 道路に関する件
八	(四国地方整備局九四、九五)
八	〔国会事項〕
八	〔人事異動〕
九	内閣 法務省 最高裁判所
一〇	〔皇室事項〕
一〇	〔官庁報告〕
一〇	労働
一〇	最低賃金の改正決定に関する公示 (青森労働局最低賃金公示二一五、宮城同四、秋田同二、茨城同二、三、千葉同七、八、長野同三、岐阜同四、徳島同三、香川同五、愛媛同二、大分同四)
一〇	国家試験
二	平成二十五年土地改良換地士資格試験の合格者の公表について (農林水産省)
二	〔資料〕
二	閣議決定等事項
二	〔公告〕
二	諸事項
二	裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
厚生年金基金変更関係
会社その他

告示

三九

○ 法務省告示第四百二十八号
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第四百十五号(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件)の一部を次のように改正する。
平成二十五年十一月十九日
法務大臣 谷垣 禎一

別表第一「セイコー学院」の項中「セイコー学院」を「アジア学院」に改める。
○ 法務省告示第四百二十九号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十五年十一月十九日
法務大臣 谷垣 禎一

- 住所 大阪市淀川区十三東5丁目2番4—406号 李昌浩 昭和55年2月25日生
- 住所 大阪府東大阪市西堤2丁目2番46号 文薫 昭和45年9月9日生
- 住所 大阪府生野区豊西1丁目1番18—1005号 趙泰康 昭和49年11月25日生
- 住所 大阪市浪速区稲荷1丁目12番8—308号 金望美 平成3年2月8日生
- 住所 山口県宇部市西平原2丁目8番31—202号 吳相泌 平成4年6月21日生
- 住所 東京都国分寺市光町2丁目15番地14 章寛 平成元年3月30日生
- 住所 茨城県神栖市大野原中央3丁目6番56—1号 章寧 昭和59年11月10日生
- 住所 京都市伏見区横大路線ノ本2番地11 曹克仁 昭和56年12月8日生
- 住所 愛知県豊田市梅坪町1丁目12番地2 徐城 昭和33年7月13日生
- 住所 徐琴美 昭和63年7月26日生
- 住所 広島市佐伯区五ヶ丘5丁目2番7—302号 徐露古 平成4年4月22日生

住所 愛知県日進市梅森町上松559番地1
鄭三成 昭和22年12月12日生

住所 神戸市垂水区西舞子7丁目16番3—105号
李晴美 昭和51年4月1日生

住所 神戸市北区大原3丁目17番地1
金久仁子 昭和42年7月2日生

住所 千葉県野田市山崎貝塚町14番地84
白明人 昭和42年12月19日生

住所 静岡県駿河区泉町4番8—203号
白真理子 昭和48年10月22日生

住所 さいたま市北区宮原町3丁目229番地
翁良精 昭和57年1月3日生

住所 埼玉県所沢市北所沢町2245番地27
金篤史 昭和59年12月24日生

住所 福岡市南区横手2丁目24番26—102号
崔吉幸 昭和48年4月30日生

住所 愛知県北名古屋市鹿田神明附67番地1
趙良和 昭和46年6月26日生

住所 広島市中区南千田西町2番59—1号
林元椿 昭和52年8月12日生

住所 長野県安曇野市穂高519番地5
金由紀子 昭和55年4月3日生

住所 新潟市西区小針8丁目18番2号
柳大誠 昭和55年2月4日生

住所 さいたま市北区奈良町29番地3
金昌誠 昭和59年7月13日生

住所 奈良県磯城郡田原本町大字小阪66番地21
金直代 昭和56年9月7日生

住所 奈良県生駒市白庭台4丁目10番1—1004号
金昌則 昭和34年9月21日生

住所 富山市千成町7番29号
金肇夫 昭和20年9月11日生

住所 神奈川県横須賀市湘南藤坂4丁目22番14号
ロシオ・プリア・デル・カルメン・エンリケ
ス・メサ 昭和27年5月2日生

住所 兵庫県西宮市甲子園町11番8号
洪淳貴 昭和59年1月26日生

住所 洪淳仁 平成4年2月14日生

住所 洪淳文 平成4年2月14日生

住所 兵庫県西宮市名塩茶園町14番8号
房正淑 昭和5年10月2日生

住所 兵庫県宝塚市高司1丁目8番2号
具成鉄 昭和45年10月29日生

住所 兵庫県尼崎市下坂部1丁目1番1—305号
具薫 昭和47年9月19日生

住所 神奈川県小田原市堀之内72番地
洪良樹 昭和46年1月20日生

住所 相模原市南区古淵3丁目33番31号
鄭鈴子 昭和47年7月13日生

住所 兵庫県伊丹市北伊丹2丁目111番地2
金潤豪 昭和44年9月28日生

住所 金百葉 平成19年5月15日生

住所 金楓葉 平成21年8月28日生

住所 兵庫県尼崎市南武庫之荘7丁目17番29号
金綾 昭和60年4月19日生

住所 兵庫県尼崎市武庫之荘東1丁目8番28号
文公威 昭和57年12月4日生

住所 兵庫県尼崎市南塚口町2丁目17番1—706号
李幸雪 平成3年2月1日生

住所 兵庫県尼崎市武庫町3丁目2番15—302号
金幸子 昭和52年9月16日生

住所 東京都江戸川区東小岩1丁目16番7号
尹玉珠 昭和7年9月21日生

住所 東京都北区西ヶ原3丁目31番10—202号
朱美佳 昭和54年1月23日生

住所 東京都江戸川区西小岩2丁目19番20—803号
羅由可 昭和47年7月23日生

住所 三重県桑名市大字下深谷部5080番地24
鄭由美 昭和41年1月29日生

住所 三重県桑名市蓮見町41番地1
鄭基春 昭和42年9月29日生

住所 北九州市小倉南区貫弥生が丘3丁目5番4号
李忠男 昭和47年7月24日生

住所 京都市上京区一条通松屋町西入鏡石町29番地4
林星一 昭和59年5月16日生

住所 京都市北区等持院中町48番地
徐道錫 昭和25年5月13日生

住所 黄幸江 昭和31年3月8日生

住所 徐光 昭和60年8月1日生

住所 徐智香 昭和62年2月2日生

住所 京都市中京区西ノ京東中台町47番地
金環鏡 昭和55年8月14日生

住所 京都市右京区西京極西国子田町2番地11
崔美幸 昭和54年2月5日生

住所 京都市左京区聖護院山王町19番地2
李淳子 昭和54年12月19日生

住所 京都市左京区聖護院蓮華蔵町28番地10
許由美子 昭和50年3月20日生

住所 京都市右京区宇多野北ノ院町13番地2
李香織 昭和53年6月21日生

住所 京都市左京区岩倉上蔵町174番地
李男貴 昭和62年9月14日生

住所 京都市伏見区深草錦森町32番地2
李宏器 昭和61年4月21日生

住所 京都市右京区梅津神田町7番地
高周希 昭和55年11月20日生

住所 京都府乙訓郡大山崎町宇大山崎小字傍示木6番地9
姜明子 昭和42年4月16日生

住所 京都府宇治市小倉町西山65番地
鄭文浩 昭和46年4月7日生

住所 姜里直 昭和48年8月29日生

住所 東京都中央区日本橋小舟町15番4—701号
朴美穂 昭和63年12月12日生

住所 東京都町田市相原町2830番地9
金友友 昭和56年9月28日生

住所 岐阜県大垣市若森町4丁目1356番地
朴勝弘 昭和39年7月18日生

住所 大阪府泉大津市高津町13番20号
趙真紀 昭和49年9月4日生

住所 堺市南区宮山台1丁目8番5号
梁宗哲 昭和32年4月4日生

住所 林千嘉子 昭和39年12月8日生

住所 梁裕卓 平成6年8月8日生

住所 梁佳余 平成8年5月24日生

住所 梁隆己 平成10年9月21日生

○調剤師 徳田長徳川四丁十七号
徳田長徳 昭和二十年厚生労働省告示長第五十九号の規定に基づき使用薬剤の薬価表
を算定する方法(平成二十年厚生労働省告示長第六十号)の一環として、
平成二十五年十一月十九日
厚労省告示第二十号
に於いて、
調剤師 徳田長徳の調剤業務を、
調剤師 田村 豊久
が継承することとする。

品名	追 追	補	規 規	格 格	単 単	位 位	薬 薬	価 価
			内 内		部 部		價 價	
			第 第		30 30		部 部	
(あ)								円
アグストラル舌下錠100μg						錠	100μg1	573.60
アグストラル舌下錠200μg						錠	200μg1	800.40
アグストラル舌下錠400μg						錠	400μg1	1,116.80
(そ)								
ソグリアートカプセル100mg						カプセル	100mg1	13,134.60
(ひ)								
ペンダケルカプセル20mg						カプセル	20mg1	58,064.90
品名								
(せ)								
ゼアリ オン水懸筋注25mgシリンジ						キット	25mg1	18,712
ゼアリ オン水懸筋注50mgシリンジ						キット	50mg1	29,996
ゼアリ オン水懸筋注75mgシリンジ						キット	75mg1	39,531
ゼアリ オン水懸筋注100mgシリンジ						キット	100mg1	48,083
ゼアリ オン水懸筋注150mgシリンジ						キット	150mg1	63,368
(た)								
ダット スキヤン 静注						筒	167MBq1	56,162
(ね)								
ネズ注射後5μgシリンジ						筒	5μg0.5mL1	1,548

品名	規格	単位	薬価
(は)			
ハイゼントラ20%皮下注1g/5mL		1g/5mL 1瓶	9,488
ハイゼントラ20%皮下注2g/10mL		2g/10mL 1瓶	17,907
ハイゼントラ20%皮下注4g/20mL		4g/20mL 1瓶	33,796
(ゆ)			
ユニタル胸腹腔内注入用懸濁剤4g		4g/1瓶	7,112
(あ)			
アソルカ配合懸濁性点眼液		1mL	438.20
アソルカ点眼液0.05%		0.05% 1mL	385.80
(う)			
ウルテイア吸入用カタセル		1カタセル	271.00
(ま)			
ウルテイアオー△50エアゾール56吸入用		56吸入1瓶	2,735.20
ウルテイアオー△125エアゾール56吸入用		56吸入1瓶	3,193.10
(れ)			
ルルベア100エアリタ14吸入用		14吸入1キット	2,816.80
ルルベア200エアリタ14吸入用		14吸入1キット	3,143.90

○厚生労働省告示第三五五八号
 保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十一年厚生省令第15号）第二十条第三号及び第二十一条第二号並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号及び第二十一条第三号への規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき、厚生労働大臣が定める提示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年十一月十九日
 第十号（ハ）中、及びルルベア配合錠100（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）及びルルベア配合錠100（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）を「ルルベア配合錠100（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）及びルルベア配合錠100（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第三五五九号
 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に係する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に係する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。
 平成二十五年十一月十九日
 厚生労働大臣 田村 憲久

50	レコラフエニエ水化物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年8月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものを含む。）に係るものに限る。）	060010xxx99x30x 060010xxx99x31x 060010xxx99x4xx
57	パロピスタブ（遺伝子組換え又は当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年8月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	150110xxxxxxx 020210xxx01xxxx
58	ラニピスタブ（遺伝子組換え又は当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年8月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	020210xxx97xxxx 020210xxx99xxxx 020350xxx97xxxx 020350xxx99xxxx
59	タラボルフィンナトリアム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年9月20日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	010010xxx01x10x 010010xxx01x2xx 010010xxx01x3xx 010010xxx97x00x 010010xxx97x01x 010010xxx97x3xx

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成25年厚生労働省告示第357号をもって改正されるとともに、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が、平成25年厚生労働省告示第358号をもって改正され、同日付で適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった新医薬品（内用薬5品目、注射薬11品目及び外用薬7品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,239	4,144	2,637	27	17,047

2 掲示事項等告示の一部改正について

新医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、薬価基準の収載の翌月の初日から起算して1年間は、原則、1回14日分を限度として投与又は投薬することとされているが、処方日数制限を行うことが合理的でないと考えられる新医薬品について、当該処方日数制限の例外を設けているところ。

今般、掲示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。

- ・アゾルガ配合懸濁性点眼液

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 (麻) アブストラル舌下錠 100 μ g	フェンタニルクエン酸塩	100 μ g 1錠	573.60
2	内用薬 (麻) アブストラル舌下錠 200 μ g	フェンタニルクエン酸塩	200 μ g 1錠	800.40
3	内用薬 (麻) アブストラル舌下錠 400 μ g	フェンタニルクエン酸塩	400 μ g 1錠	1,116.80
4	内用薬 ソブリアードカプセル 100mg	シメプレビルナトリウム	100mg 1カプセル	13,134.60
5	内用薬 ビンダケルカプセル 20mg	タファミジスメグルミン	20mg 1カプセル	58,064.90
6	注射薬 ゼプリオン水懸筋注 25mg シリンジ	パリペリドンパルミチン酸エステル	25mg 1キット	18,712
7	注射薬 ゼプリオン水懸筋注 50mg シリンジ	パリペリドンパルミチン酸エステル	50mg 1キット	29,996
8	注射薬 ゼプリオン水懸筋注 75mg シリンジ	パリペリドンパルミチン酸エステル	75mg 1キット	39,531
9	注射薬 ゼプリオン水懸筋注 100mg シリンジ	パリペリドンパルミチン酸エステル	100mg 1キット	48,083
10	注射薬 ゼプリオン水懸筋注 150mg シリンジ	パリペリドンパルミチン酸エステル	150mg 1キット	63,368
11	注射薬 ダットスキャン静注	イオフルパン (^{123}I)	167MBq 1筒	56,162
12	注射薬 ハイゼントラ 20%皮下注 1g/5mL	pH4処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射)	1g 5mL 1瓶	9,488
13	注射薬 ハイゼントラ 20%皮下注 2g/10mL	pH4処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射)	2g 10mL 1瓶	17,907
14	注射薬 ハイゼントラ 20%皮下注 4g/20mL	pH4処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射)	4g 20mL 1瓶	33,796
15	注射薬 ネスプ注射液 5 μ g プラシリンジ	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)	5 μ g 0.5mL 1筒	1,548

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
16	注射薬 ユニタルク胸膜腔内注入用懸濁剤 4 g	滅菌調整タルク	4 g 1 瓶	7,112
17	外用薬 アゾルガ配合懸濁性点眼液	ブリンゾラミド/チモロールマレイン酸塩	1 mL	438.20
18	外用薬 アレジオン点眼液 0.05%	エピナスチン塩酸塩	0.05% 1 mL	385.80
19	外用薬 ウルティプロ吸入用カプセル	インダカテロールマレイン酸塩/グリコピロニウム臭化物	1 カプセル	271.00
20	外用薬 フルティフォーム 50 エアゾール 56 吸入用	フルチカゾンプロピオン酸エステル/ホルモテロールフマル酸塩水和物	56 吸入 1 瓶	2,735.20
21	外用薬 フルティフォーム 125 エアゾール 56 吸入用	フルチカゾンプロピオン酸エステル/ホルモテロールフマル酸塩水和物	56 吸入 1 瓶	3,193.10
22	外用薬 レルベア 100 エリプタ 14 吸入用	ビランテロールトリフェニル酢酸塩/フルチカゾンフランカルボン酸エステル	14 吸入 1 キット	2,816.80
23	外用薬 レルベア 200 エリプタ 14 吸入用	ビランテロールトリフェニル酢酸塩/フルチカゾンフランカルボン酸エステル	14 吸入 1 キット	3,143.90

(参考資料)

薬価基準収載品目一覧表（薬効分類別）新医薬品

(内用薬)

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
1 内129	ビンダケルカプセル20 mg (ファイザー株式会社)	20mg1カプセル	タファミジスメグルミン
	(用法・用量) 通常、成人にはタファミジスメグルミンとして1回20 mgを1日1回経口投与する。		
	(効能・効果) トランスサイレチン型家族性アミロイドポリニューロパチーの末梢神経障害の進行抑制		

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
2 内625	ソブリアードカプセル100mg (ヤンセンファーマ株式会社)	100mg1カプセル	シメプレビルナトリウム
	(用法・用量) 通常、成人にはシメプレビルとして 100mg を1 日1 回経口投与し、投与期間は12週間とする。本剤は、ペグインターフェロン アルファ-2a（遺伝子組換え）又はペグインターフェロン アルファ-2b（遺伝子組換え）、及びリバビリンと併用すること。		
	(効能・効果) セログループ 1（ジェノタイプ I（1a）又はII（1b））のC 型慢性肝炎における次のいずれかのウイルス血症の改善 1) 血中HCV RNA 量が高値の未治療患者 2) インターフェロンを含む治療法で無効又は再燃となった患者		

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	
3	内821	アブストラル舌下錠100 μ g アブストラル舌下錠200 μ g アブストラル舌下錠400 μ g （協和発酵キリン株式会社）	100 μ g1錠 200 μ g1錠 400 μ g1錠	フェンタニルクエン酸塩
<p>（用法・用量）</p> <p>通常、成人には1回の突出痛に対して、フェンタニルとして100μgを開始用量として舌下投与する。</p> <p>用量調節期に、症状に応じて、フェンタニルとして1回100、200、300、400、600、800μgの順に一段階ずつ適宜調節し、至適用量を決定する。なお、用量調節期に1回の突出痛に対してフェンタニルとして1回100～600μgのいずれかの用量で十分な鎮痛効果が得られない場合には、投与から30分後以降に同一用量までの本剤を1回のみ追加投与できる。</p> <p>至適用量決定後の維持期には、1回の突出痛に対して至適用量を1回投与することとし、1回用量の上限はフェンタニルとして800μgとする。</p> <p>ただし、用量調節期の追加投与を除き、前回の投与から2時間以上の投与間隔をあげ、1日あたり4回以下の突出痛に対する投与にとどめること。</p>				
<p>（効能・効果）</p> <p>強オピオイド鎮痛剤を定時投与中の癌患者における突出痛の鎮痛</p>				

（注射薬）

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	
4	注117	ゼプリオン水懸筋注25mgシリンジ ゼプリオン水懸筋注50mgシリンジ ゼプリオン水懸筋注75mgシリンジ ゼプリオン水懸筋注100mgシリンジ ゼプリオン水懸筋注150mgシリンジ （ヤンセンファーマ株式会社）	25mg1キット 50mg1キット 75mg1キット 100mg1キット 150mg1キット	パリペリドンパルミチン酸エステル
<p>（用法・用量）</p> <p>通常、成人にはパリペリドンとして初回150mg、1週後に2回目100mgを三角筋内に投与する。その後は4週に1回、パリペリドンとして75mgを三角筋又は臀部筋内に投与する。なお、患者の症状及び忍容性に応じて、パリペリドンとして25mgから150mgの範囲で適宜増減するが、増量は1回あたりパリペリドンとして50mgを超えないこと。</p>				
<p>（効能・効果）</p> <p>統合失調症</p>				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
5 注399	ネスプ注射液5 μ gプラシリンジ (協和発酵キリン株式会社)	5 μ g0.5mL1筒	ダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え)
<p>(用法・用量)</p> <p><血液透析患者></p> <ul style="list-style-type: none"> 初回用量 成人：通常、成人にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、週1回20μgを静脈内投与する。 小児：通常、小児にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、週1回0.33μg/kg (最高20μg) を静脈内投与する。 ・エリスロポエチン (エポエチン アルファ (遺伝子組換え)、エポエチン ベータ (遺伝子組換え) 等) 製剤からの切替え初回用量 成人：通常、成人にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、週1回15～60μgを静脈内投与する。 維持用量 成人：貧血改善効果が得られたら、通常、成人にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、週1回15～60μgを静脈内投与する。週1回投与で貧血改善が維持されている場合には、その時点での1回の投与量の2倍量を開始用量として、2週に1回投与に変更し、2週に1回30～120μgを静脈内投与することができる。 小児：貧血改善効果が得られたら、通常、小児にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、週1回5～60μgを静脈内投与する。週1回投与で貧血改善が維持されている場合には、その時点での1回の投与量の2倍量を開始用量として、2週に1回投与に変更し、2週に1回10～120μgを静脈内投与することができる。 なお、いずれの場合も貧血症状の程度、年齢等により適宜増減するが、最高投与量は、1回180μgとする。 <p><腹膜透析患者及び保存期慢性腎臓病患者></p> <ul style="list-style-type: none"> 初回用量 成人：通常、成人にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、2週に1回30μgを皮下又は静脈内投与する。 小児：通常、小児にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、2週に1回0.5μg/kg (最高30μg) を皮下又は静脈内投与する。 ・エリスロポエチン (エポエチン アルファ (遺伝子組換え)、エポエチン ベータ (遺伝子組換え) 等) 製剤からの切替え初回用量 成人：通常、成人にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、2週に1回30～120μgを皮下又は静脈内投与する。 小児：通常、小児にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、2週に1回10～60μgを皮下又は静脈内投与する。 維持用量 成人：貧血改善効果が得られたら、通常、成人にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、2週に1回30～120μgを皮下又は静脈内投与する。2週に1回投与で貧血改善が維持されている場合には、その時点での1回の投与量の2倍量を開始用量として、4週に1回投与に変更し、4週に1回60～180μgを皮下又は静脈内投与することができる。 小児：貧血改善効果が得られたら、通常、小児にはダルベポエチン アルファ (遺伝子組換え) として、2週に1回5～120μgを皮下又は静脈内投与する。2週に1回投与で貧血改善が維持されている場合には、その時点での1回の投与量の2倍量を開始用量として、4週に1回投与に変更し、4週に1回10～180μgを皮下又は静脈内投与することができる。 なお、いずれの場合も貧血症状の程度、年齢等により適宜増減するが、最高投与量は、1回180μgとする。 			
<p>(効能・効果)</p> <p>腎性貧血</p>			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名		
6	注429 ユニタルク胸膜腔内注入用懸濁剤4g (ノーベルファーマ株式会社)	4g1瓶	滅菌調整タルク		
				(用法・用量) 通常、成人には、本剤（4g／バイアル）を日局生理食塩液50mLで懸濁して、胸腔膜内に注入する。	
				(効能・効果) 悪性胸水の再貯留抑制	

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名		
7	注430 ダットスキャン静注 (日本メジフィジックス株式会社)	167MBq1筒	イオフルパン (¹²³ I)		
				(用法・用量) 通常、成人には本剤1バイアル（111～185MBq）を静脈内投与し、投与後3～6時間に頭部のシンチグラムを得る。	
				(効能・効果) 以下の疾患の診断におけるドパミントランスポーターシンチグラフィ ・パーキンソン症候群 ・レビー小体型認知症	

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
8	注634 ハイゼントラ20%皮下注1g/5mL ハイゼントラ20%皮下注2g/10mL ハイゼントラ20%皮下注4g/20mL (CSLベーリング株式会社)	1g5mL1瓶	pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）
		2g10mL1瓶	
		4g20mL1瓶	
(用法・用量) 通常、人免疫グロブリンGとして50～200mg（0.25～1mL）/kg 体重を週1回皮下投与する。 なお、患者の状態に応じて、1週あたりの投与量及び投与回数は適宜増減する。			
(効能・効果) 無又は低ガンマグロブリン血症			

(外用薬)

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
9	外131 アレジオン点眼液0.05% （参天製薬株式会社）	0.05%1mL	エピナスチン塩酸塩
（用法・用量） 通常、1回1滴、1日4回（朝、昼、夕方及び就寝前）点眼する。			
（効能・効果） アレルギー性結膜炎			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
10	外131 アゾルガ配合懸濁性点眼液 （日本アルコン株式会社）	1mL	ブリンゾラミド／チモロールマレイン酸塩
（用法・用量） 1回1滴、1日2回点眼する。			
（効能・効果） 次の疾患で、他の緑内障治療薬が効果不十分な場合：緑内障、高眼圧症			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
11	外225 ウルティプロ吸入用カプセル （ノバルティス ファーマ株式会社）	1カプセル	インダカテロールマレイン酸塩／グリコピロニウム臭化物
（用法・用量） 通常、成人には1回1カプセル（グリコピロニウムとして50 μ g及びインダカテロールとして110 μ g）を1日1回本剤専用の吸入用器具を用いて吸入する。			
（効能・効果） 慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎、肺気腫）の気道閉塞性障害に基づく諸症状の緩解（長時間作用性吸入抗コリン剤及び長時間作用性吸入 β_2 刺激剤の併用が必要な場合）			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
12 外-229	フルティフォーム50エアゾール56吸入用 フルティフォーム125エアゾール56吸入用 （杏林製薬株式会社）	56吸入1瓶 56吸入1瓶	フルチカゾンプロピオン酸エステル／ホルモテロール フマル酸塩水和物
	（用法・用量） 通常、成人には、フルティフォーム50エアゾール（フルチカゾンプロピオン酸エステルとして50 μ g及びホルモテロールフマル酸塩水和物として5 μ g）を1回2吸入、1日2回投与する。 なお、症状に応じてフルティフォーム125エアゾール（フルチカゾンプロピオン酸エステルとして125 μ g及びホルモテロールフマル酸塩水和物として5 μ g）を1回2～4吸入、1日2回投与する。		
	（効能・効果） 気管支喘息（吸入ステロイド剤及び長時間作動型吸入 β 2刺激剤の併用が必要な場合）		

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
13 外-229	レルベア100エリプタ14吸入用 レルベア200エリプタ14吸入用 （グラクソ・スミスクライン株式会社）	14ブリスター1キット 14ブリスター1キット	ビランテロールトリフェニル酢酸塩／フルチカゾンフランカルボン酸エステル
	（用法・用量） 通常、成人にはレルベア100 エリプタ1 吸入（ビランテロールとして25 μ g 及びフルチカゾンフランカルボン酸エステルとして100 μ g）を1 日1 回吸入投与する。 なお、症状に応じてレルベア200 エリプタ1 吸入（ビランテロールとして25 μ g 及びフルチカゾンフランカルボン酸エステルとして200 μ g）を1 日1 回吸入投与する。		
	（効能・効果） 気管支喘息（吸入ステロイド剤及び長時間作動型吸入 β 2刺激剤の併用が必要な場合）		